

# 農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第17号

(公財)しまね農業振興公社  
(農地バンク)

2020年 3月 発刊  
松江市黒田町432番地1  
0852-20-2871

## 令和元年度 第2回農地中間管理事業評価委員会

しまね農業振興公社では「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、毎年6月に農地中間管理事業の実績に対する評価を行っています。

年度途中の今回は、農地集積相談員の活動報告を聴き、今後行う事業評価の一助となるよう、評価委員と農地集積相談員との意見交換会を行いました。

### 意見交換会



### 農業委員・農地利用最適化推進委員との連携内容について

#### 【畑相談員（出雲地区）】



- ・県内最多 100 名を超える委員等と連携 ・貸し借りで問題が出れば担当委員と対処
- ・農地パトロールに同行したことで委員と顔見知りになり、結果相談が増加
- ・出し手が水路掃除、草刈りに出てこない地域もあり、担い手が対応に苦慮

#### 【伊藤相談員（益田地区）】



- ・利用権設定終期一覧を利用し、地区担当委員と情報共有、ミーティングの実施、個別案件の協議
- ・各推進委員が現場情報を整理し、農委事務局担当者へ伝達し、公社も対応する仕組み
- ・所有者不明（行方不明、相続放棄）案件が増加してきており、対応に苦慮

### 主な意見

- ・出し手にも事情はあるが、受け手も高齢化してきており、水路掃除や草刈り全てを行うのは困難な場合もある。
- ・賃貸借にすることで、出し手に「所有権」を意識してもらうことは必要。
- ・担い手育成と農地の流動化は両論で行う必要があり、農業委員も担い手の経営の現状を把握する必要がある。

## 基盤整備事業実施地区における農地中間管理事業の活用時の関係機関等との連携内容について

### 【 坂本相談員（松江地区） 】



- ・農地中間管理機構関連農地整備事業に3地区が取り組んでいる
- ・地元では、基盤整備事業の内容周知が優先されており、事業要件である中間管理権設定についての説明が十分でなく、契約締結に苦慮することが多い
- ・東部農林振興センターを中心に関係機関ワチームで情報共有、課題解決に取り組む

### 【 江上相談員（津和野・吉賀地区） 】



- ・両町とも基盤整備事業を実施中であるが、2つの町で連携体制が違うため、対応に苦慮している。
- ・基盤整備事業には、様々な機関が関わっており、それらの機関の取りまとめ役の重要性を痛感している

### 主な意見

- ・基盤整備事業を行おうとする地域で、出し手の中には「放っておいてくれ」と言う人もおり、その対応は非常に難しい。
- ・地元を含む関係者には、機構相談員がすべてやってくれる、何でも知っていると思われることがあり、この誤解を解くことが必要である。
- ・事業内容を包括的に説明できる県の存在は大きく、また、地域のリーダーを支える仕組み作りも重要である。



### 平塚評価委員長総括コメント

現場での生の声を聞くことができ、非常に参考になった。意見交換の結果を踏まえて感じた下記の事柄を事業評価に役立てていきたい。



- ・各市町村のマンパワーも不足している状況にあることが懸念される中、農地中間管理機構の役割は重要である。
- ・中間管理事業を介しての基盤整備事業の実施が増加しているが、重要なことは整備後のビジョンが確立されているかどうかだ。
- ・所有者不明農地、不在地主農地の問題は対応ができないと、農地の多面的機能が崩壊し、県土の崩壊にも繋がる恐れがある。